

謄写料請求書<刑事(被疑者事件を除く)・少年共通>

書式4-B③
2024.4月版

弁護士

(登録番号)

提出日 年 月 日

事件番号: 年()第 号 被告人(少年)名:

謄写料を次のとおり請求します。(疎明資料添付:謄写枚数及び単価が記載された領収証の写しなど)

謄写 (デジカメ以外)	白黒	枚	カラー	枚	・2色カラーはカラーに記載。
デジカメ 謄写	白黒	枚	カラー	枚	・元の記録が白黒の場合、白黒に記載

全枚数の請求の場合(ただし、下記事件の種類に該当する場合に限る。／以下、「否認事件等」という。)

該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 否認事件(一部否認を含む)(刑事事件・少年事件)
	<input type="checkbox"/> 法定刑に死刑の定めがある罪に係る事件(刑事第一審・少年事件)
	<input type="checkbox"/> 原判決の宣告刑が死刑又は無期の懲役の事件(刑事控訴審)
	<input type="checkbox"/> 原審の判決の内容が死刑又は無期の懲役の事件(刑事上告審)
	<input type="checkbox"/> 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件(刑事事件)
	<input type="checkbox"/> 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件(少年事件)
	<input type="checkbox"/> 記録の枚数が2000を超える事件(枚数については自身で確認した。)(刑事事件・少年事件)

上記に該当しない場合でも、第一審において第1回公判(審判)前、上訴審において趣意書等の提出前に、解任(取下)等された場合は全枚数の請求が可能です。

200枚を超える部分のみの請求の場合(以下、「通常事件」という。)

枚数以外、特段の記載は不要。上記否認事件部分にチェックがない場合、通常事件での請求として扱う。

・通常事件での請求では、カラー1枚は白黒2枚として算定します。例)白黒190枚、カラー6枚(×2枚)=合計202枚

デジカメ等での謄写について

上記デジカメ謄写(デジカメ等で謄写し、プリントアウトしたもの)があり、実費単価の請求をされる場合は、単価が分かることの疎明資料(プリンターのリース契約書の写し等)を添付。
単価の疎明資料の提出がない場合は、原則として定額算定(通常事件としての請求)になります。

否認事件等において、同一事件に複数の国選弁護人(付添人)が選任され、謄写記録の複製を作成した。

・検察官から無償で交付された事件記録をコピーした場合は、複製ではなく謄写になります。算定上は上記のデジカメ謄写欄へ枚数を記載し、単価が分かることの疎明資料(プリンターのリース契約書の写し等)を添付してください。

複製枚数 : 白黒 枚 / カラー 枚 (カラーの記録でも白黒でコピーした場合は白黒に枚数を記載)	弁護士、 弁護士の分として、自分が謄写した記録の複製を作成した。	左記弁護士の所属会 弁護士会
	弁護士が謄写した記録を借り受け、自分の事務所で、自分の分の複製を作成した。	

紙以外の記録媒体を謄写した。(疎明資料:単価及び数量が記載された領収証等)(例)CD、DVD、BDなど

実費額 円 (記録媒体)	単価 円	数量 枚
実費額 円 (記録媒体)	単価 円	数量 枚
実費額 円 (記録媒体)	単価 円	数量 枚
実費額 円 (記録媒体)	単価 円	数量 枚

<法テラス記入欄>

【通常事件】 単価 円 × 枚 単価 円 × 枚 単価 円 × 枚 単価 円 × 枚	控除後 単価 円 × 枚=円 単価 円 × 枚=円 単価 円 × 枚=円 単価 円 × 枚=円	□ 定額計算(×@20円) 円 □ 上限計算(×@40円) 円
【否認事件】 単価 円 × 枚=円 単価 円 × 枚=円 単価 円 × 枚=円 単価 円 × 枚=円	□ 実費合計 枚 円 白黒 40円× 枚=円 カラー 100円× 枚=円	□ 上限計算 円

単価 円 × 枚=円 単価 円 × 枚=円 単価 円 × 枚=円 単価 円 × 枚=円	□ 実費合計 枚 円 白黒 40円× 枚=円 カラー 100円× 枚=円	□ 上限計算 円
--	--	-------------